

静岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第62号

静岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

**第2条** 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては様式第1号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては様式第2号の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては様式第3号の書面により、それぞれ行うことができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における法第26条第1項の農林水産省令で定める期間又は法第30条第1項の農林水産省令で定める期間の計算について、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

**第3条** 法第26条第1項又は第30条第1項の規定による報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、様式第4号によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

## 附 則

この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

年次漁獲割当量設定者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
年次漁獲割当量設定者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量（kg）	
陸揚げした日	
漁獲量（kg）	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、静岡県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

特定水産資源を採捕した者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
特定水産資源を採捕した者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
許可番号又は免許番号	
船舶の名称	
漁船登録番号	
管理区分の名称	
特定水産資源の名称	
陸揚げした日	
漁獲量（kg）	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、静岡県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

様式第3号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

1 漁獲努力量等の報告

漁業法第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

特定水産資源を採捕した者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
特定水産資源を採捕した者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
許可番号又は免許番号	
船舶の名称	
漁船登録番号	
管理区分の名称	
特定水産資源の名称	
陸揚げした日	
漁獲努力量	
漁獲量（kg）	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、静岡県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

様式第4号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

住所

氏名

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び静岡県知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（を入れる。）

漁業法第26条第1項の規定に基づく静岡県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

漁業法第30条第1項の規定に基づく静岡県知事に対する報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、静岡県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。